

但し、委員の三分の一以上の要求ありたる時は委員長は直さに委員會を召集すべきものとす。

第八條 委員は加盟各團體より二名以上五名を推薦し、その員數は委員會之を定む。

但委員出席不能の場合は委任又は書面に依る委決を認む

委員會の議事は出席委員の過半數を以て決す。

可否同數の時は議長之を決す。

委員會の議長は委員長之に當る。

第十條 委員の任期は一ヶ年とす。

委員の缺員は當該團體より補充す。

補充されたる委員は前委員の殘期を勤めるものとす。

第十一條 本會議の役員を委員長、書記長、會計、（常任委員）常任書記として大會にて選舉す。

第十二條 委員會は必要に應じて、組織部、調查部、教育部

出版部、政治部等の部門を設け委員の中より部長又は部員を選任することを得

第十三條 委員會は必要と認めたる時は政治、經濟等の諸問題の對策に關する調査確立及實現に盡すため特別委員を委員中より選任することを得。

第十四條 本會議に若干の顧問を置くことを得。

顧問は大會又は委員會に出席し審議に參加して、意見を開陳することを得。

#### 加盟團體の義務

第一、加盟團體は加盟費納入の義務を有す。

第二、加盟團體は最底月額金壹圓以上を委員會の決定するところに従つて加盟費を納入す。

第三、加盟費納入の義務は加盟決定の月に始まり、脱退決定の月に終る。

第十六條 加盟團體はその團體の大會又は委員會に於いて採擇せる決議並に、その團體のまじつゝある運動又は爭議に於て一般労働運動に重大なる影響を及ぼすものと認めらるるものに就いては即時之を本會議へ報告する義務を有す。

第十七條 委員會は原則として本會議事務所々在地にて之を行ふ。

第十八條 委員會の議案は委員會開催前に各委員會並に加盟各團體へ通告す。

第十九條 加盟團體にして委員會へ議案を提出せんとする場合は委員會開催前に委員長へ通告すべし。

第二十條 本會議の經常費は加盟費、寄附金、その他雜收入

を以て之に充つ。

本會議の事業の性質に依り、其の進行上、豫定の經常費を超過する出資を要するときは適當の配當を以て加盟各團體へ追加支出を求むるものとす。

第一條 一旦、納入の加盟費は如何なることあるも之を返却せず。

第二條 本會議の豫算は會計に於てその原案を作製し、委員會の協賛を求むるものとす。

第三條 會計の決算は大會の承認を求むるものとす。

第四條 會計年度は一月一日より十二月三十一日までとす

争議

第五條 委員長は重要な産業に起れる争議は長期に亘る争議にして一般労働運動に重大なる影響を與ふるものと認めたるとき又は加盟團體の要求に依りてその爲しつゝある争議に對し援護をなす必要ありと認めたる時は直ちにその對策を決定するため委員會を召集すべし。

但し原則として、争議の戰術方法及解決對策に就いては争議團の自主權を確保すると同時に援護の内容及程度に

日本勞動組合會議台  
九州地方協議会

加盟團體ごとの陣容

一、日本海員組合門司支部

門司市祝町二丁目

支部長 飯島林太郎

一、日本港灣從業員組合門司支部

門司市祝町二丁目

支部長 飯島林太郎